漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則(令和2年香川県規則第61号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第28号に掲げる素潜り漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 素潜り漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業者の数	漁業を営む者の資格
	坂出市地先 (別紙1のとおり)			・さぬき市に漁業の根拠地を有する者
あわび・なまこ 素潜り漁業			1	・漁業権者(坂出市漁協、松山漁協)から同意を
				得た者
	鴨庄地先(別紙2のとおり)	あわび:	1	・庵治に漁業の根拠地を有する者
		1月1日から		・漁業権者(鴨庄漁協)から同意を得た者
	高松港5万トン級バース階段式護岸西端から	12月31日まで	7	高松市東部に漁業の根拠地を有する者
	朝日町G地区埋立地東端に至る地先海面			
	(1)大崎の鼻から長崎鼻に至る地先海面		1	・高松市瀬戸内に漁業の根拠地を有する者・漁業権者(坂出市漁協、松山漁協、与島漁協、 宇多津漁協、多度津町漁協、白方漁協)から同 意を得た者
	(2)坂出市地先(別紙1のとおり)	なまこ: 11月1日から 3月31日まで		
	(3)吉田護岸地先(別紙3のとおり)			
	(4)宇多津町地先(別紙4のとおり)			
	(5)多度津・白方地先(別紙5のとおり)			
	(1)女木島・男木島地先海面、		6	東瀬戸に漁業の根拠地を有する者
	(2)大崎の鼻から長崎鼻に至る地先海面			

室木島東端から小瀬居島東端見通し延長線と沙弥島北端から櫃石島北西端見通し延長線の間の香川県海面(但し、坂出港の港域を	6	与島に漁業の根拠地を有する者
除く)		

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間令和5年10月23日~同年11月22日

(3) 備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
- (イ) 第一種共同漁業権区域内は漁業権者の同意なく操業してはならない。
- (ウ) 夜間は操業してはならない。
- (エ) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (オ) 操業中(船からの潜水時)は、国際信号旗(A旗)を掲げること。

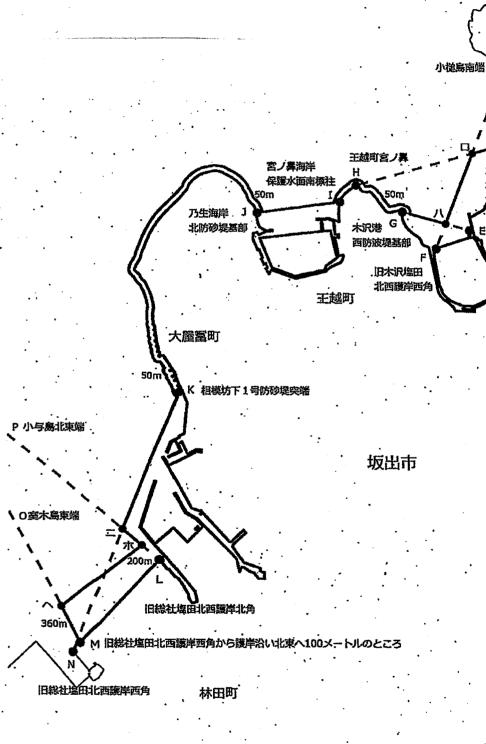
小槌島

小槌島高頂

オリーブ水産(株)養殖場 北州築堤基部から海岸沿い 大へ150メートルのところ

E 旧木沢塩田 1 防砂堤突端





0 0.3 0.6 0.9 1.2 1.5

